

I P通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス） 【現改比較表】 2020年6月11日現在

～2020年6月10日

2020年6月11日～

第3章 契約

第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約

(第1種ドットフォンサービスの区別)

第5条 第1種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ3以外のもの
タイプ3	050 あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの

備考

タイプ1については、第1種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定める [IPoE\(IPv4overIPv6\)接続機能](#) を利用する場合、第37条（回線による制約）に規定する制約があります。

第3章 契約

第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約

(第1種ドットフォンサービスの区別)

第5条 第1種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ3以外のもの
タイプ3	050 あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの

備考

タイプ1については、第1種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定める [IPv4 タイプ以外の通信プロトコルのみ](#) を利用する場合、第37条（回線による制約）に規定する制約があります。

～2020年6月10日

2020年6月11日～

第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約

(第2種ドットフォンサービスの区別)

第15条 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	第2種ドットフォンサービスのうち050 ビジネスダイヤル着信機能を利用することができるもの

備考

タイプ1については、第2種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定める [IPoE\(IPv4overIPv6\)接続機能](#) を利用する場合、第37条（回線による制約）に規定する制約があります。

第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約

(第2種ドットフォンサービスの区別)

第15条 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	第2種ドットフォンサービスのうち050 ビジネスダイヤル着信機能を利用することができるもの

備考

タイプ1については、第2種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定める [IPv4 タイプ以外の通信プロトコルのみ](#) を利用する場合、第37条（回線による制約）に規定する制約があります。

～2020年6月10日

2020年6月11日～

第5章 通信

(回線による制約)

第37条 ドットフォン契約者は、共通編第27条(回線による制約)に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第1種ドットフォン利用回線、第2種ドットフォン利用回線又は第3種ドットフォン利用回線を使用することができない場合(当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

2 第1種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。)及び第2種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。)は、第1種ドットフォン利用回線及び第2種ドットフォン利用回線において、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定める [IPoE\(IPv4overIPv6\)接続機能](#) を利用する場合、第1種ドットフォンサービス(050 あんしんナンバー転送等機能を利用する場合を除きます。)及び第2種ドットフォンサービスを利用することはできません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第5章 通信

(回線による制約)

第37条 ドットフォン契約者は、共通編第27条(回線による制約)に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第1種ドットフォン利用回線、第2種ドットフォン利用回線又は第3種ドットフォン利用回線を使用することができない場合(当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

2 第1種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。)及び第2種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。)は、第1種ドットフォン利用回線及び第2種ドットフォン利用回線において、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定める [IPv4 タイプ以外の通信プロトコルのみ](#) を利用する場合、第1種ドットフォンサービス(050 あんしんナンバー転送等機能を利用する場合を除きます。)及び第2種ドットフォンサービスを利用することはできません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。